

| | | | | |
|--|---|---|---|---|
| 1 | 0 | 年 | 保 | 存 |
| 機 | 密 | 性 | 2 | |
| 平成 25 年 5 月 28 日から 平成 35 年 5 月 27 日まで | | | | |

基監発 0528 第 2 号
平成 25 年 5 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

「自動車運転者の労働条件改善のための関係行政機関との通報制度の運用
について」の一部改正について

国土交通省において、平成 24 年 7 月 18 日付けで、「高速ツアーバス及び会員制高速バスの夜間運行における交替運転者の配置基準」が策定・適用されたところであり、これに加え、同年 11 月 22 日付けで、「夜間・長距離運行する貸切バス（高速ツアーバス及び会員制高速バスを除く。）における交替運転者の配置基準」が策定され、同年 12 月 1 日から適用されたところである（以下「旧配置基準」という。）。

今般、国土交通省において、旧配置基準に代えて、平成 25 年 5 月 15 日付けで、新たに「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準」（以下「新配置基準」という。）が策定され、原則として、本年 8 月 1 日から適用される（なお、これまで乗合バス事業に係る許可を取得してないバス事業者であって新たに高速乗合バスの運行を行うバス事業者については、乗合バス事業に係る許可を取得した日以降、新配置基準が適用される）こととなる。

交替運転者の配置基準を遵守することは、バス運転者の労働条件の向上にも資することから、平成元年 3 月 27 日付け基監発第 9 号「自動車運転者の労働条件改善のための関係行政機関との通報制度の運用について」（以下「内かん」という。）を昨年改正し、交替運転者を配置していない事案を当該通報制度の対象としてきたが、今般策定された新配置基準についても、同様に当該通報制度の対象とすることとしたものである。

ついては、内かんを下記のとおり改正し、本日から運用することとしたので、了知の上、効果的な実施を図られたい。

なお、本年 7 月 31 日までの間、旧配置基準の適用を受ける場合については、従前のとおりとする。

記



高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準

高速乗合バス及び貸切バスにあっては、以下の表に定める実車距離、運転時間等の条件を超えて引き続き運行する場合には、あらかじめ、交替運転者を配置しておかなければならない。なお、1人の運転者の1日の乗務が、夜間ワンマン運行又は昼間ワンマン運行のいずれか一運行のみの場合には、それぞれ夜間ワンマン運行又は昼間ワンマン運行に係る規定を適用することとし、1人の運転者が同じ1日の乗務の中で、2つ以上の運行に乗務する場合には、夜間ワンマン運行又は昼間ワンマン運行に係る規定に加え、1日の乗務に係る規定も適用することとする。

| | | 高速乗合バスの交替運転者の配置基準 | 貸切バスの交替運転者の配置基準 |
|----------------------|-----------|---|---|
| (1) 夜間ワンマン運行に係る規定 | ①一運行の実車距離 | <p>夜間ワンマン運行の一運行の実車距離は、400 km（次のイ又はロ（貸切委託運行にあってはイ）に該当する場合にあっては、500 km）を超えないものとする。ただし、貸切委託運行を除き、⑥の夜間ワンマン運行の特認を受けた路線を乗務する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 当該運行の運行直前に11時間以上の休息期間を確保している場合</p> <p>ロ 当該運行の実車距離100 kmから400 kmまでの間に運転者が身体を完全に伸ばして仮眠することのできる施設（車両床下の仮眠施設等を含む。ただし、リクライニングシート等の座席</p> | <p>夜間ワンマン運行の一運行の実車距離は、400 km（次のイ及びロに該当する場合にあっては、500 km）を超えないものとする。</p> <p>イ 当該運行の運行直前に11時間以上の休息期間を確保している場合</p> <p>ロ 当該運行の一運行の乗務時間（当該運行の回送運行を含む乗務開始から乗務終了までの時間をいう。）が10時間以内であること又は当該運行の実車距離100 kmから400 kmまでの間に運転者が身体を伸ばして仮眠することのできる施設（車両床下の仮眠施設等、リクライニングシート等の座席を含む。）において仮眠するための連続1時間以</p> |

| | | |
|---------------------|---|--|
| | を除く。)において仮眠するための連続1時間以上の休憩を確保している場合 | 上の休憩を確保している場合 |
| ②一運行の運転時間 | 夜間ワンマン運行の一運行の運転時間は、9時間を超えないものとする。ただし、貸切委託運行を除き、1週間当たり3回まで、これを超えることができるものとする。 | 夜間ワンマン運行の一運行の運転時間は、運行指示書上、9時間を超えないものとする。 |
| ③夜間ワンマン運行の連続乗務回数 | 夜間ワンマン運行の連続乗務回数は、4回（一運行の実車距離が400kmを超える場合にあっては、2回）以内とする。 | 夜間ワンマン運行の連続乗務回数は、4回（一運行の実車距離が400kmを超える場合にあっては、2回）以内とする。 |
| ④実車運行区間における連続運転時間 | 夜間ワンマン運行の高速道路の実車運行区間においては、連続運転時間は、運行計画、概ね2時間までとする。 | 夜間ワンマン運行の実車運行区間においては、連続運転時間は、運行指示書上、概ね2時間までとする。 |
| ⑤実車運行区間の途中における休憩の確保 | 夜間ワンマン運行の実車運行区間においては、運行計画、実車運行区間における運転時間4時間毎に合計40分以上（一運行の実車距離が400km以下の場合にあっては、合計30分以上）（分割する場合は、1回が連続10分以上）の休憩を確保していなければならないものとする。 | 夜間ワンマン運行の実車運行区間においては、運行指示書上、実車運行区間における運転時間概ね2時間毎に連続20分以上（一運行の実車距離が400km以下の場合にあっては、実車運行区間における運転時間概ね2時間毎に連続15分以上）の休憩を確保していなければならないものとする。 |
| ⑥一運行の実車距離500kmを超え | ①の規定に関わらず、運行管理体制等に係る路線毎の審査により一運行の実車距離5 | |

| | | | |
|--------------------------|-----------------------|---|---|
| | <p>る夜間ワンマン運行路線の特認</p> | <p>00 kmを超える夜間ワンマン運行（貸切委託運行を除く。）する路線を設定できるものとする。この場合には、高速乗合バス乗務に係る教育体制、運転者の健康管理体制、当該路線を維持するために必要な運転者数（経験年数を含む。）、当該路線を運行するために必要となる仮眠施設を有する車両の保有台数等を審査するものとする。当該特認を受けた夜間ワンマン運行を行う場合、上記②から⑤までの条件を満たしていることに加え、当該運行に乗務する回数は、1人の運転者につき、1週間当たり2回以内とする。</p> | |
| <p>(2) 昼間ワンマン運行に係る規定</p> | <p>①一運行の実車距離</p> | <p>昼間ワンマン運行の一運行の実車距離は、500 km（次のイ又はロに該当する場合には、600 km）を超えないものとする。</p> <p>イ 当該運行の運行直前に11時間以上の休息期間を確保している場合</p> <p>ロ 当該運行の実車運行区間の途中で合計1時間以上（分割する場合は、1回連続20分以上）の休憩を確保している場合</p> | <p>昼間ワンマン運行の一運行の実車距離は、500 km（当該運行の実車運行区間の途中で合計1時間以上（分割する場合は、1回連続20分以上）の休憩を確保している場合には、600 km）を超えないものとする。</p> |
| | <p>②一運行の運転時間</p> | <p>昼間ワンマン運行の一運行の運転時間は、9時間を超えないものとする。ただし、貸</p> | <p>昼間ワンマン運行の一運行の運転時間は、運行指示書上、9時間を超えないものとする。た</p> |

| | | | |
|------------------|--|---|---|
| | | 切委託運行を除き、1週間当たり3回まで、これを超えることができるものとする。 | だし、1週間当たり2回まで、これを運行指示書上、10時間までとすることができるものとする。 |
| | ③高速道路の実車運行区間における連続運転時間 | 昼間ワンマン運行の高速道路の実車運行区間においては、連続運転時間は、運行計画画、概ね2時間までとする。 | 昼間ワンマン運行の高速道路の実車運行区間においては、連続運転時間は、運行指示書上、概ね2時間までとする。 |
| (3) 1日乗務に係る規定 | ①1日の合計実車距離 | 1日の合計実車距離は600kmを超えないものとする。ただし、貸切委託運行を除き、1週間当たり3回まで、これを超えることができるものとする。 | 1日の合計実車距離は600kmを超えないものとする。ただし、1週間当たり2回まで、これを超えることができるものとする。 |
| | ②1日の運転時間 | 1日の運転時間は、9時間を超えないものとする。ただし、貸切委託運行を除き、1週間当たり3回まで、これを超えることができるものとする。 | 1日の運転時間は、運行指示書上、9時間を超えないものとする。ただし、夜間ワンマン運行を行う場合を除き、1週間当たり2回まで、これを運行指示書上、10時間までとすることができるものとする。 |
| (4)乗務中の体調報告 | 次のイ又はロの運行を行う場合にあっては、それぞれイ又はロに掲げる実車距離において、運転者は所属する営業所の運行管理者又は補助者(この表において「運行管理者等」という。)に電話等で連絡し、体調報告を行うとともに、当該運行管理者等はその結果を記録し、かつ、その記録を1年間保存しな | 次のイ又はロの運行を行う場合にあっては、それぞれイ又はロに掲げる実車距離において、運転者は所属する営業所の運行管理者等に電話等で連絡し、体調報告を行うとともに、当該運行管理者等はその結果を記録し、かつ、その記録を1年間保存しな | 次のイ又はロの運行を行う場合にあっては、それぞれイ又はロに掲げる実車距離において、運転者は所属する営業所の運行管理者等に電話等で連絡し、体調報告を行うとともに、当該運行管理者等はその結果を記録し、かつ、その記録を1年間保存しな イ 一運行の実車距離が400kmを超える夜間ワンマン |

| | | |
|------------------------------|--|--|
| | <p>なければならない。</p> <p>イ 一運行の実車距離が400 kmを超える夜間ワンマン運行を行う場合 当該運行の実車距離100 kmから400 kmまでの間</p> <p>ロ 1日の乗務の合計実車距離が500 kmを超えるワンマン運行を行う場合 当該1日の乗務の合計実車距離100 kmから500 kmまでの間</p> | <p>運行を行う場合 当該運行の実車距離100 kmから400 kmまでの間</p> <p>ロ 1日の乗務の合計実車距離が500 kmを超えるワンマン運行を行う場合 当該1日の乗務の合計実車距離100 kmから500 kmまでの間</p> |
| <p>(5) デジタル式運行記録計による運行管理</p> | <p>一運行の実車距離400 kmを超える夜間ワンマン運行又は1日の乗務の合計実車距離500 kmを超えるワンマン運行を行う場合には、当該運行の用に供される車両に道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第48条の2第2項の規定に適合するデジタル式運行記録計又はこれと同等の性能を有すると認められる機器(この表において「デジタル式運行記録計等」という。)を装着し、当該運行を行う事業者がそれを用いた運行管理を行わなければならない。</p> | <p>一運行の実車距離400 kmを超える夜間ワンマン運行又は1日の乗務の合計実車距離600 kmを超えるワンマン運行を行う場合には、当該運行の用に供される車両にデジタル式運行記録計等を装着し、当該運行を行う事業者がそれを用いた運行管理を行わなければならない。</p> |

※ 「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準」は、(5)を除き平成25年8月1日(高速ツアーバス及び会員制高速乗合バスから高速乗合バスへの移行のために、乗合バス事業に係る許認可の取得を完了させ、平成25年8月1日より前に高速乗合バスの運行を開始する場合にあっては、その運行を開始する日)から施行する。

「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準」(5)については平成26年1月1日から施行する。

※ 平成14年1月30日付け国自総第446号・国自旅第161号・国自整第149号「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の記の第21条の(6)の①のロに相当。